

不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

＜岡山県 令和2(2020)年度版＞

岡山県では、指定医療機関で体外受精や顕微授精（特定不妊治療）を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施しています。

≫ ≫ **申請期限は、治療費の支払が終了した日の属する年度の末日(3月31日)まで**

※ただし、3月15日から3月31日までに治療費の支払を終了した場合は、翌年度の4月15日まで申請することができます。

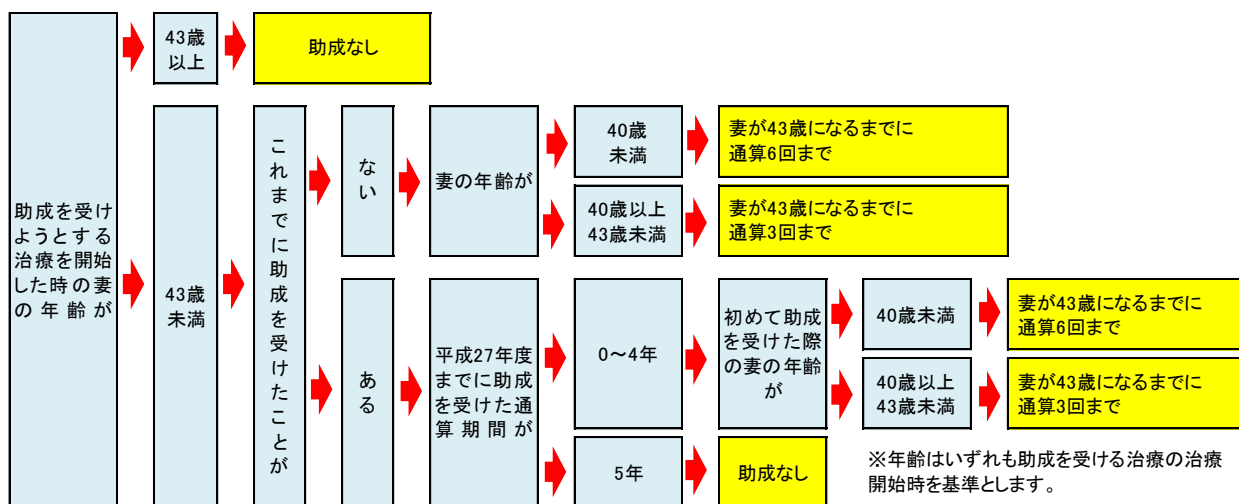
事業実施主体	岡山県（岡山市・倉敷市にお住まいの方は、それぞれの市が事業実施主体となります）
助成対象者	<p>次の①～④のすべてにあてはまる方</p> <p>① 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦であり、かつ、ご夫婦いずれか一方が申請日現在、岡山県内に住所を有する方</p> <p>② 体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている方</p> <p>③ ご夫婦の前年（1月～5月の申請は前々年）の所得の合計金額が730万円未満である方</p> <p>④ 指定医療機関で特定不妊治療を受け、助成回数の基準を満たす方（対象となる治療ステージと助成対象範囲は「別表1」のとおりです）</p>
助成金額	<p>1回の治療につき15万円（初回のみ30万円）まで。</p> <p>※ただし、「別表1」のC及びFについては7万5千円まで。</p> <p>※1回の治療に要した費用が上限に満たない場合は、その治療に要した額となります。</p> <p>※特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療（いわゆるTESE, MESA等）を行った場合は、15万円（初回のみ30万円）を上限として助成額を上乗せします。詳しくは、男性不妊治療助成Q & Aをご確認ください。</p>
助成回数	<p>初回の申請を行った際の妻の年齢※₁が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳未満の場合→妻が43歳になるまで※₂に6回まで※₃ ・ 40歳以上の場合→妻が43歳になるまで※₂に3回まで <p>※「別表2」もご確認ください。</p> <p>※1 年齢は、いずれも助成対象治療の治療開始時が基準となります。</p> <p>※2 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であれば、申請時の妻の年齢が43歳以上でも助成の対象となります。</p> <p>※3 助成回数が6回に満たない場合であっても、平成27年度までに通算5ヶ年度助成を受けている場合は助成対象外となります。</p>
指定医療機関	<p>国の通知に基づき、医療機関が所在する都道府県、政令指定都市又は中核市の長が指定した医療機関</p> <p>※岡山県が指定した県内の指定医療機関は、「別表3」のとおりです。</p> <p>※県外であっても、都道府県、政令指定都市又は中核市の長が指定した医療機関であれば、申請が可能です。</p>
申請窓口 申請方法	<p>申請の受付、問い合わせの窓口は、お住まいの住所地を管轄する保健所・支所です。</p> <p>※岡山県下の保健所・支所の連絡先等は、「別表4」のとおりです。</p> <p>「別表4」の申請・問い合わせ窓口に「別表5」の書類をご提出ください。</p> <p>申請は郵送でも受理します。（岡山市・倉敷市在住の方は除きます。）</p>
支給方法	保健所・支所が申請書等を審査し、承認したときは口座振込みにより支給

別表1 治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで					胚移植					助成対象範囲	(参考) 助成上限額	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)	(前培養・凍精(顕微授精)・培養) 受精	新鮮胚移植		凍結胚移植					(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													15万円 (初回30万円)
B 凍結胚移植を実施*													15万円 (初回30万円)
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													7万5千円
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													15万円 (初回30万円)
E 受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													15万円 (初回30万円)
F 採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													7万5千円
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 * 採卵準備前に男性不妊治療を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。
 * 助成金の申請は、1回の治療ごとに行ってください。
 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精・顕微授精1回に至る治療の過程を指します。
 また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とします。
 A、B、C: 医師による妊娠判定検査を行うまで(妊娠したかどうかは問わない)。
 D、E、F: やむを得ず医師の判断により治療を終了又は中止するまで。

別表2 通算助成回数早見表



別表 3 岡山県における指定医療機関一覧

指定医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(医) 岡南産婦人科医院	702-8043	岡山市南区平福2丁目6番43号	(086)264-3366
三宅医院	701-0204	岡山市南区大福369-8	(086)282-5100
(医) 社団 岡山二人クリニック	701-1152	岡山市北区津高285-1	(086)256-7717
(医) 社団 明和会 ペリネイト母と子の病院	703-8263	岡山市中区倉益203-1	(086)276-8811
(医) 宝生会 名越産婦人科	701-0153	岡山市北区庭瀬231-2	(086)293-0553
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町2丁目5番1号	(086)223-7151
倉敷成人病クリニック	710-8522	倉敷市白楽町250-1	(086)422-2111
倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和1丁目1番1号	(086)422-0210
(一財) 赤堀病院	708-0051	津山市椿高下33	(0868)24-1212

別表 4 申請・問い合わせ窓口一覧 (以下の各保健所・支所の不妊治療費助成担当までお願いします。)

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄の市町村
備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3950	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
東備支所	709-0492	和気郡和気町和気487-2	(0869)92-5179	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	(086)434-7025	総社市、早島町
井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	(0865)69-1673	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	(0866)21-2835	高梁市
新見支所	718-8550	新見市高尾2400	(0867)72-5691	新見市
真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	(0867)44-2991	真庭市、新庄村
美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	(0868)23-0148	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	(0868)73-4055	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

※岡山市、倉敷市在住の方は、下記へお問い合わせください。

○岡山市保健所健康づくり課 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL (086)803-1264

○倉敷市保健所健康づくり課 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL (086)434-9820

◆◆不妊や不育に関する専門相談窓口も設置していますので、ご利用ください(相談無料)◆◆

岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」(岡山市北区鹿田町 2-5-1 岡山大学病院内)

〔開所日〕 毎週月曜日・水曜日・金曜日 13:00~17:00 (祝日、12月29日~1月3日を除く)

毎月第1土曜日、第1日曜日 10:00~13:00 (日曜日は面談のみ、事前予約が必要)

TEL・FAX : (086)235-6542 E-mail : funin@cc.okayama-u.ac.jp

※FAXやメールでの相談は24時間受け付けています。相談内容によっては回答までに時間がかかる場合もあります。

ホームページ: <http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~funin>

〈発行〉

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部 健康推進課 母子・歯科保健班

TEL (086) 226-7329

別表5 申請に必要な書類

以下の書類を、お住まいの住所地を管轄している保健所・支所（「別表4」参照）にご提出ください。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。申請から助成の承認・不承認決定まで、1か月前後かかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

<input type="checkbox"/>	<p>① 不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆申請金額欄は、助成金額を記入します。 1回の治療に要した費用が上限に満たない場合は、その治療に要した額となります。 ◆申請者と助成金振込口座の名義人は同一人となります。 ◆1回の申請につき、毎回必要です。
<input type="checkbox"/>	<p>② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書（様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受診した指定医療機関に記載を依頼してください。 ◆1回の申請につき、毎回必要です。
<input type="checkbox"/>	<p>③ 続柄が記載された、夫及び妻の住民票の写し（原本） ※コピー不可</p> <p>（岡山県内に居住する法律上の夫婦であることを証明するため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆発行日から3ヶ月以内のもの。 ◆ご夫婦どちらも続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ◆世帯主がご夫婦のどちらでもない場合は、戸籍の筆頭者・続柄が記載のもの。 ◆夫婦別世帯の場合にも、ご夫婦それぞれの住民票の写し（原本）が必要です。 ◆1回の申請につき、毎回必要です。ただし、<u>同日に複数回分の申請をする場合は</u>、原本1部添付とすることができます。
<input type="checkbox"/>	<p>④ 戸籍謄本（原本）（婚姻日・婚姻関係を証明するため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆発行日から3ヶ月以内のもの。 ◆初めて申請する場合に必要。ただし、夫婦別世帯の場合や、外国籍を有する場合は2回目以降も必要 ◆夫及び妻が外国籍を有している場合、婚姻日が記載された婚姻をしていることを証明する書類（外国語によるものは日本語訳を添付）
<input type="checkbox"/>	<p>⑤ ご夫婦それぞれの最新の所得証明書（原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村役場で発行されたもの。<u>源泉徴収票では受付できません。</u> ◆「児童手当用」と同様式（児童手当法施行令に基づく<u>各種所得控除内訳のあるもの</u>） ◆所得がない場合にも所得証明書が必要です。 ◆所得証明書は前年所得の証明書ですが、1月～5月に申請される場合は、前々年所得の証明書となります。 ◆1回の申請につき、毎回必要です。ただし、<u>同一年度の2回目以降の申請であり</u>、かつ、その際に添付することとなる所得証明書の内容が、前回の所得証明書の内容と同一であれば、2回目以降の申請時には添付を省略することができます。 ◆申請年度が違う場合は、所得証明書をそれぞれの年度で添付する必要があります。
<input type="checkbox"/>	<p>⑥ 口座振替申出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆初めて申請される方又は2回目以降の申請で、口座番号等の変更があった方は必要（書式については、各保健所・支所にお問い合わせください）

上記①②の様式は、次のアドレスからダウンロードできます。
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-24211.html>

男性不妊治療への助成を実施しています

岡山県では、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)の一環として、精巣または精巣上体から直接精子を採取する男性不妊治療(いわゆるTESE,MESA等)を行った場合に、現在の特定不妊治療への助成(治療内容等に応じ、30万円、15万円または7万5千円)に、さらに15万円(初回の助成に限り30万円)を上限として上乗せ助成を行います。

1 対象となる治療

男性不妊治療のうち、主に無精子症の方への治療として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)や精巣上体精子吸引採取法(MESA)等、精巣または精巣上体から直接精子を採取する治療が対象となります。ただし、特定不妊治療の一環として行われたものに限ります。

※なお、上記治療のうち、精子が採取できなかったこと等により治療を終了した場合であって、特定不妊治療の助成を受けることができない場合についても、男性不妊治療単独での助成を行います。

2 助成を受けることができる方

不妊に悩む方への特定治療支援事業による、岡山県からの助成を受けることができるご夫婦で、上記1の対象となる治療を受けられた方。

※ご夫婦とも岡山市または倉敷市にお住まいの方はそれぞれの市の制度が適用されます。

3 申請方法

不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成申請の際、男性不妊治療に要した費用が記載された「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書」をご提出ください。

4 助成額

15万円。ただし、初回の助成に限り30万円(男性不妊治療に要した額を上限とします)

※30万円となるのは平成31年4月1日以降に開始した治療から適用となります。

＜助成額計算例＞

①治療ステージA	総費用80万円(うち男性不妊治療40万円)			
従来分	15万円	男性上乗せ分	15万円	計 30万円
②治療ステージA	総費用60万円(うち男性不妊治療10万円)			
従来分	15万円	男性上乗せ分	10万円	計 25万円
③治療ステージF	総費用30万円(うち男性不妊治療20万円)			
従来分	7.5万円	男性上乗せ分	15万円	計 22.5万円
④治療ステージF	総費用30万円(うち男性不妊治療10万円)			
従来分	7.5万円	男性上乗せ分	10万円	計 17.5万円

※①②の場合、初回申請であれば従来分の助成額が30万円になります。

※既に男性不妊治療を伴わない体外受精等の初回治療を終了している場合でも、男性不妊治療に係る申請が1回目であれば30万円の助成対象となります。

【お問い合わせ先】

岡山県保健福祉部健康推進課 母子・歯科保健班 Tel 086-226-7329

男性不妊治療助成 Q & A

Q 1 助成上乗せの対象となる男性不妊治療は何ですか？

A 1 特定不妊治療の一環として行う、精巣内精子生検採取法 (TESE)、精巣上体精子吸引採取法 (MESA) 等、精巣又は精巣上体から直接精子を採取する治療が対象となります。

Q 2 男性不妊治療のみを行った場合は対象となりますか？

A 2 男性不妊治療を実施した結果、精子が採取できなかつたり、良好な精子が採取できなかったために治療を中止し、特定不妊治療に関する助成を受けることができない場合に限り、男性不妊治療単独での助成（男性不妊治療に要した費用の範囲内で15万円まで）を実施します。手続きは特定不妊治療に関する助成と同様です。なお、この助成を受けた場合には特定不妊治療に関する助成を1回行ったとみなします。

Q 3 特定不妊治療の治療ステージA～Fのいずれの場合でも上乗せ対象となりますか？

A 3 治療ステージCについては、採精を伴わないため、上乗せ対象とはなりません。他ステージについては対象となります。ただし、A1にも記載したとおり、上乗せ助成は特定不妊治療の一連のプロセスの中で TESE 等を行った場合に限られます。

Q 4 1回目の特定不妊治療の際に TESE 等により採取し、使用しなかった一部の精子を凍結保存して2回目の特定不妊治療で使用した場合には、上乗せ対象となりますか？

A 4 特定不妊治療の中で実際に TESE 等を行った場合に限り、上乗せ対象となります。したがって、お尋ねのケースについて、1回目の治療は上乗せ対象となりますが、2回目の治療は上乗せ対象とはなりません。

Q 5 男性不妊治療を、特定不妊治療を行う医療機関（指定医療機関）以外の医療機関で実施した場合には対象となりますか？

A 5 指定医療機関の医師の指導に基づき、指定医療機関以外の医療機関で治療を行った場合には、対象経費に含めて差し支えありません。なお、その場合、指定医療機関が作成する受診証明書の領収金額欄には、指定医療機関以外の医療機関での支払金額を、領収書等により指定医療機関が確認し、合算して記載してください。

Q 6 岡山市、倉敷市でも同様に男性不妊治療への助成上乗せを実施しますか？

A 6 特定不妊治療への助成は、県、岡山市、倉敷市が各々事業主体として実施しており、本件については、県実施分についてのみ上乗せ助成を行うものです。両市の事業については、各々お問い合わせください。